

令和2年5月

独自施策の財源として活用す

ナウイルス感染症に対する市

る特例措置を講じ、

新型コロ

るため、条例を制定しようと

するもの

▽原案可決

会期で開かれました。 5月臨時会は、5月14日から6月1日までの19日間の

を審議しました。 般会計補正予算など議案12件、 報告5件、発議2件

意 見

係省庁に提出し、その実現を 図るよう求めました。 次の意見書が可決され、 関

の改正を行おうとするもの 病手当金を支給するため、所要

▽原案可決

検察庁法改正案に反対する意 発議第2号

議案第72号

主

な

議 案

染症対策基金条例

庄原市新型コロナウイルス感

議案第77号

当の特例に関する条例

庄原市特別職の職員の期末手

手当を減ずる特例措置を講 症に対する市独自施策の財源 令和2年6月における市 新型コロナウイルス感染 副市長及び教育長の期末 案を直ちに撤回することを強 く求めるもの 政府に対し、 検察庁法改正 ▽原案可決

経費の財源に充てることを目

に関する対策の実施に要する

新型コロナウイルス感染症

的として条例を制定しようと

するもの

【付託先】

企画建設常任委員会

▽原案可決

制定しようとするもの として活用するため、

条例を

▽原案可決

議案第73号

部を改正する条例

庄原市国民健康保険条例の

発議第3号

特例に関する条例

庄原市議会議員の期末手当の

件を満たす被用者に対して、傷 に感染するなどした一定の要

市議会議員の期末手当を減ず

令和2年6月における庄原

新型コロナウイルス感染症

福山権二議員による意見書提案説明

議決日	種類	番号	事件名	議決結果						
5 月 14	議案	67	専決処分の承認を求めることについて[庄原市税条例等の一部を改正する条例]	承 認						
		68	専決処分の承認を求めることについて〔庄原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例〕	承 認						
		69	専決処分の承認を求めることについて〔庄原市介護保険条例の一部を改正する条例〕	承 認						
		70	専決処分の承認を求めることについて「庄原市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例	承 認						
		71	専決処分の承認を求めることについて〔令和2年度庄原市一般会計補正予算(第1号)〕	承 認						
		73	庄原市国民健康保険条例の一部を改正する条例	原案可決						
6	議案	77	庄原市特別職の職員の期末手当の特例に関する条例	原案可決						
月		78	令和2年度庄原市一般会計補正予算(第3号)	原案可決						
白	発議	3	庄原市議会議員の期末手当の特例に関する条例	原案可決						

■替否の分かれたもの

臨時会

	■ 貝占のカガイルともの																											
議決日	種	番	事	件	- 名	議決結果	賛成	反対	岩山	田部	冊	五島	政野	近藤	堀井	宇江田豊彦	福山	旁	林	桂藤	徳永	坂本	岡村	赤木	門脇	竹内	横路	谷口
台	類	号	7'	'''		結果	入	(人)	泰憲	道男	聖三	誠	太	久子	秀昭	豊彦	権二	明美	高正	和夫	泰臣	義明	信吉	忠德	俊照	光義	政之	隆明
		72	庄原市新型コロ 対策基金条例	ロナウ	イルス感染症	原案 可決	18	0	棄	0	0	0	0	0	0	議長	0	0	\circ	\circ	\circ	0	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	0	0	0
5	議	74	令和2年度庄原 算(第2号)	原市一	般会計補正予	原案 可決	18	0	棄	0	0	0	0	0	0	議長	0	0	0	0	0	0	\circ	\circ	\circ	0	0	0
5 月 14 日	案	75	令和2年度庄原 別会計補正予算	原市国] 算(第	民健康保険特 1号)	原案 可決	18	0	棄	0	0	0	0	0	0	議長	0	0	\circ	0	0	0	\circ	\bigcirc	\circ	0	0	0
日		76	令和2年度庄原 院事業会計補正	原市国 E予算	民健康保険病 (第 1 号)	原案 可決	18	0	棄	0	0	0		0	0	議長		0	0	0	0	0	\circ	\circ	\circ	0	0	0
	発議	2	検察庁法改正第	案に反対	対する意見書	原案 可決	16	3	\circ	0	0	×	×	0	0	議長	0	0	\circ	\circ	\bigcirc	0	\circ	\bigcirc	\bigcirc	0	X	0

棄…棄権 除…除斥 (表示例) ○…賛成 ×…反対 議長…議長職

5月 臨時会

令和2年度 一般会計•特別会計等補正予算



議案第71号 令和2年度庄原市一般会計補正予算(第1号) ※専決処分の承認

補正額 35億7,333万8千円追加 補正後の総額 354億7,813万8千円

議案第74号 令和2年度庄原市一般会計補正予算(第2号)

補正額 2億7,805万1千円追加 補正後の総額 357億5,618万9千円

議案第78号 令和2年度庄原市一般会計補正予算(第3号)

補正額 2,375万9千円追加

#正後の総額 357億7,994万8千円

●一般会計補正予算の主な内容

議案番号	事業名 補正額	補正内容
71	特別定額給付金給付事業 【34億9,812万7千円追加】	一律10万円の特別定額給付金の給付に要する経費
	児童措置事業 【7,772万7千円追加】	新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の市独自の支援として、児童手当の 受給世帯に対し、1世帯当たり5万円の子育て世帯応援臨時給付金の給付 に要する経費
74	生活困窮者支援事業 【348万3千円追加】	国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の1つとして、住居確保給付金 の支援対象者が拡大され、対象世帯数の増が見込まれるため事業費の増額
74	商工振興事業 【9,622万2千円追加】	新型コロナウイルス感染症の拡大による市内事業者への影響を鑑み、市内 事業者の事業継続に向けた支援を行うための経費
	教育振興事業 【257万7千円追加】	児童生徒への家庭学習の送付、家庭からの課題の提出などを郵送で行うた めの通信費
78	防災対策事業 【1,146万1千円追加】	避難所における3密を回避するため、間仕切りやベッドなどの備蓄品を46ヵ 所の避難所に整備するための経費

●特別会計・企業会計補正予算の主な内容

議案番号		会 計 名	補正額	補正後の総額
75	庄原市国民健	康保険特別会計補正予算(第1号)	28万円追加	38億7,713万4千円
	庄原市国民健	康保険病院事業会計補正予算(第1号)	補正額	補正後の総額
76		収益的収入・収益的支出	400万1千円追加	13億9,374万3千円
/0		資本的収入	199万9千円追加	6,986万7千円
		資本的支出	199万9千円追加	1億311万3千円

応により、市民の安全・安心緊急対策はスピード感ある対緊型コロナウイルス感染症 かつ・ 予算決算常任委員会委員長報が図られることを切に願い、応により、市民の安全・安心 員賛成で可決すべきものと決採決の結果、3議案とも全 ついては、 疑があった。 で、主な質疑について報告する。 にかかる経費を追加するも ロナウイルス感染症緊急対策 の3議案を一括 議案第75号・ 今回の補正予算 月 14日 特徴的な質疑はな75号・議案第76号に は、新 (会を開 76号ま \mathcal{O} で 催

季 員 長報 告 予算決算常任委員会

検察庁法改正案に反対する意見書の審議において討論がありました。

検察庁法改正案に反対する意見書(抜粋)

検察庁法改正案が現在、国会で審議されている。

改正案には、検察官の定年を引き上げるとともに、内閣や法務大臣の判断で定年を延長できる規定が新たに盛り込まれ、政府は今国会で成立を図ろうとしているが、これは、三権分立を国の基本原則とする日本の根本を揺るがしかねないものである。

このことは、安倍内閣が、検察庁法の解釈を勝手に変更したことが発端となっている。本来、政府が法の改正が必要と判断すれば、政府は改正法案を国会に提出し、国会の審議を経たうえでその是非が確定するものであるが、今回は、国家公務員に係る規定の拡大解釈により検察官の定年延長を先行実施し、その後に国会に法改正を求めている。

また、今回は、検察官の定年延長を一般公務員の定年延長と同列に扱い、一般公務員の定年延長法案の一つとして一括提出しているが、検察官は行政組織の一員であると同時に、刑事訴追の権限をほぼ独占する「準司法官」であり、社会の公正を保つ立場として政治的中立性が求められるものである。

多くの国民が政府や検察庁に対して疑心暗鬼になり、不信を抱いたままこの改正案が採決されれば、検察庁という組織に対する国民の信頼が揺らぎかねない。

以上のことから、政府に対し、次の事項を強く求めるものである。

記

1. 検察庁法改正案を直ちに撤回すること。

反対討論 19番 横路政之 議員

検察官には国家公務員法ではなく検察庁法があり、検察官の定 年を63歳、検事総長は65歳と定めている。今回の法律では、検察 官もほかの国家公務員も定年を65歳であわせることになるが、そ のためには、国家公務員法、検察庁法の両方を改正する必要があ る。また、この意見書には解釈変更という文言があるが、その前段 として国家公務員法には勤務延長制度があり、定年年齢到達後 に定年退職すると公務の運営に著しい支障が生じると認められる 場合は、1年を超えない範囲で任命権者が延長させ、再度必要な ら最長3年まで可能となる。これについて政府は国会で、国家公 務員法の定年60歳や勤務延長制度は、検察官に適用されないと 答弁している。そこで、1月17日、検察官にも勤務延長制度を認め る解釈変更がなされ、1月31日に閣議決定された。年金接続の問 題も発生するため今回の法改正は必要である。さらに、意見書の 中には三権分立についての記述もある。内閣が認めれば、特別に 検察幹部の勤務延長などが最大3年認められるが、検察官は準 司法的存在であるため、検察幹部の任命は国会に信任された内閣 が行う。したがって、特例についても内閣が判断することが適切で ある。なお、検察官には、内閣が自由に検察官を罷免できない身分 保障が担保されており、今回の法改正は、任命や罷免の手続を変 更するものではなく、三権分立に反するとの批判には当たらない。 以上のような理由で、反対の討論とする。

賛成討論

20番 谷口隆明 議員

検察庁は、本来内閣総理大臣あ るいは時の権力者を起訴できる最 も大きな力を持った独立した機関 である。戦後の民主政治の中で一 般の公務員と検察庁は全く別の 法体系になっている。内閣総理大 臣には確かに任命権があるが、実 際に人事を決めるのは検察庁内 部であり、あとで承認している。内 閣総理大臣が人事に介入し、定年 延長、さらに再延長するとなれば、 内閣が全ての人事を握ることにな り、独裁政治の道が開かれること になる。三権分立に違反しないと 言われたが、明らかに司法の一環 である検察庁の人事まで内閣総 理大臣、内閣が関与することは、 三権分立に違反することで、庄原 市議会でもこの検察庁法改正案 に反対することを願い、賛成の討 論とする。